

地方独立行政法人奈良県立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する条例で定める県の内部組織を定める条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十一号

地方独立行政法人奈良県立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する条例で定める県の内部組織を定める条例

地方独立行政法人奈良県立病院機構に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第五十九条第二項に規定する条例で定める県の内部組織は、奈良県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年三月奈良県条例第四十九号）による改正前の奈良県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十七年三月奈良県条例第二十七号）第三条に規定する奈良県立奈良病院及び奈良県立三室病院並びに奈良県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（平成二十六年三月奈良県条例第四十一号）による改正前の奈良県総合リハビリテーションセンター条例（昭和六十三年三月奈良県条例第三十号）第一条に規定する奈良県総合リハビリテーションセンター（事務部医事課及び診療部に限る。）とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。